

東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所有者がおらず、町内に住み着いている猫（以下「所有者のいない猫」という。）の増加を防止し、衛生的な生活環境の確保を図るため、予算の範囲内において交付する東浦町地域猫不妊等手術費補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金交付規則(昭和52年東浦町規則第52号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 獣医師（獣医師免許を有し、現に動物を診療する病院を開業し、又は動物を診療する医療機関に勤務する者に限る。以下同じ。）による雌猫の卵巣又は子宮を切除する手術をいう。
- (2) 去勢手術 獣医師による雄猫の精巣を切除する手術をいう。
- (3) 不妊等手術 不妊手術又は去勢手術をいう。
- (4) 耳カット 不妊等手術を行った猫に対し、片方の耳の先端をV字型に切り取る処置をいう。
- (5) 地域猫活動 所有者のいない猫が生息する地域において、不妊等手術、えさやり、トイレの設置及び清掃を実施し、所有者のいない猫を適切に管理する活動をいう。
- (6) 地域猫 地域猫活動により適切に管理されている猫をいう。
- (7) 地域猫活動登録団体 地域猫活動を行う団体で、第12条の規定による登録の承認を受けたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、所有者のいない猫に不妊等手術をした地域猫活動登録団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、不妊等手術に要した費用の範囲内において、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を上限とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき10,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき6,000円

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 不妊等手術をする日、不妊等手術をする地域猫の捕獲期間等の町長が必要と認める事項を記載した事業計画書

(2) 不妊等手術を行う予定の猫の写真

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付決定通知書(様式第2)により、補助金の不交付を決定したときは、東浦町地域猫不妊等手術費補助金不交付通知書(様式第3)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 前条第2項の規定により交付決定の通知書の交付を受けた者(以下「補助団体」という。)は、申請書の内容を変更(廃止及び中止を含む。)しようとするときは、東浦町地域猫不妊等手術費補助金変更承認申請書(様式第4)を町長に提出し、承認を受けるものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに東浦町地域猫不妊等手術費補助金変更承認書(様式第5)により補助対象者に通知するものとする。

3 町長は、前項の承認をしたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができるものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、東浦町地域猫不妊等手術費補助金実績報告書(様式第6)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 第5条第1号の事業計画書に係る事業報告書

(2) 獣医師が発行する不妊等手術の内訳が記載された領収書

(3) 不妊等手術後の耳カットがわかる猫の全身写真

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、東浦町地域猫不妊手術費補助金確定通知書(様式第7)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた者は、東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付請求書(様式第8)を町長に提出することにより補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(地域猫活動登録団体の要件)

第11条 地域猫活動登録団体として登録を受けるための要件は、次の各号に定める

ものとする。

- (1) 町民を含む2名以上の構成員から成る団体であること。
- (2) 所有者のいない猫に対し、愛知県が発行する「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」に基づいた活動を行う団体であること。
- (3) 活動する地域の住民等に周知して活動する団体であること。

(地域猫活動団体の登録)

第12条 地域猫活動登録団体の登録を受けようとする団体は、東浦町地域猫活動団体登録申請書(様式第9)に、町長が必要と認める書類を添付して町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について、東浦町地域猫活動団体登録承認通知書(様式第10)又は東浦町地域猫活動団体登録不承認通知書(様式第11)により申請者に通知するものとする。

(地域猫活動団体の登録事項の変更)

第13条 地域猫活動登録団体として登録の承認を受けた団体は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、東浦町地域猫活動団体登録事項変更届出書(様式第12)に町長が必要と認める書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 団体の代表者の氏名、住所又は連絡先
- (3) 団体が活動する地域の範囲
- (4) 団体構成員の人数又は氏名
- (5) 地域猫の数

(活動の終了の届出)

第14条 地域猫活動登録団体が、活動を終了するときは、東浦町地域猫活動団体登録廃止届出書(様式第13)を、町長に提出するものとする。

(地域猫活動団体登録の取り消し)

第15条 町長は、地域猫活動登録団体が次の各号のいずれかに該当するに当たると認めるときは、当該団体の登録を取り消し、東浦町地域猫活動団体登録取消通知書(様式第14)により通知するものとする。

- (1) 地域猫活動登録団体の活動が、地域猫活動に該当しないとき。
- (2) 地域猫活動登録団体の登録事項と活動実態が著しく異なるとき。
- (3) その他町長が不相当と認めるとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1 (第5条関係)

東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話

印

東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付要綱の規定に基づき下記のとおり申請します。
記

交付申請額	金 円
事業の目的	
事業の内容	不妊手術 匹 去勢手術 匹
事業期間	年 月 日 から 年 月 日まで
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 不妊等手術を行う予定の猫の写真

様式第2（第6条関係）

東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで交付申請のありました東浦町地域猫不妊等手術費補助金について、東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額	金 円
補助事業の内容	不妊手術 匹 去勢手術 匹
交付の条件	

様式第3（第6条関係）

東浦町地域猫不妊等手術費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで交付申請のありました東浦町地域猫不妊等手術費補助金
については、下記の理由により不交付とします。

記

(理由)

様式第4（第7条関係）

東浦町地域猫不妊等手術費補助金変更承認申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更の内容	
変更の理由	

様式第5（第7条関係）

東浦町地域猫不妊等手術費補助金変更承認書

東浦町指令第 号
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けの変更申請書により、年 月 日付け 第 号
で通知した交付決定について次のとおり変更決定したので、東浦町地域猫不妊等手術費
補助金交付要綱の規定により通知します。

変更内容	
交付の条件	

様式第6（第8条関係）

東浦町地域猫不妊等手術費補助金実績報告書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

交付決定額	金 円
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業の内容	不妊手術 匹 去勢手術 匹
添付書類	1 事業報告書 2 獣医師が発行する領収書（不妊手術等の内訳が記載されたもの。） 3 不妊等手術後の耳カットが分かる全身の猫の写真

様式第7（第9条関係）

東浦町地域猫不妊等手術費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった東浦町地域猫不妊等手術費補助金については、東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付要綱の規定により次のとおり補助金の交付額を確定しましたので通知します。

記

補助金の交付確定額 金 _____ 円

様式第8（第9条関係）

東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付請求書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円

2 不妊等手術を行った地域猫

- (1) 不妊手術 匹
- (2) 去勢手術 匹

※最終の提出期限は、当該年度末（3月31日）です。期日に遅れた場合は、補助金の交付ができませんので、ご注意ください。

4 口座振込申出書（申請者と同一氏名の口座に限る。）

銀行名	種別	口座番号								(フリガナ) 口座名義人
銀行 農協 信用金庫	普通 当座									

※登録できる口座は1口座のみですのでご注意ください。

様式第9（第12条関係）

東浦町地域猫活動団体登録申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 団 体 名
 代表者住所
 氏 名
 電 話

印

東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり地域猫活動団体の登録を申請します。なお、活動にあたっては、「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」に基づき、近隣住民等へ周知して行います。

記

団体名		
活動地域（住所）※1	No. 1	
	No. 2	
	No. 3	
	No. 4	
	No. 5	
活動団体の人数 ※2	計	名
管理している猫 ※3	計	匹
	うち不妊又は去勢手術済	計 匹
えさやり場 ※3	計	箇所
トイレ場 ※3	計	箇所

※1 活動地域毎に地図を添付してください。活動地域が6箇所以上ある場合は、別紙にて提出してください。

2 構成員の名簿を添付してください。

3 活動地域の地図にえさやり及びトイレの場所を図示してください。

様式第 10 (第 12 条関係)

東浦町地域猫活動団体登録承認通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のありました東浦町地域猫活動団体登録申請書については、東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付要綱の規定の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 登録番号
第 号

2 登録年月日
年 月 日

様式第 11 (第 12 条関係)

東浦町地域猫活動団体登録不承認通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のありました東浦町地域猫活動団体登録申請書については、下記の理由により不承認とします。

記

(理由)

様式第 12 (第 13 条関係)

東浦町地域猫活動団体登録事項変更届出書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 団 体 名

代表者住所

氏 名

電 話

印

東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付要綱の規定により、下記とおり登録事項の変更を届け出ます。

記

1 登録番号及び登録年月日
第 号 年 月 日

2 変更事項

3 変更内容
(変更前)

(変更後)

4 変更年月日
年 月 日

5 添付書類 変更事項に係る書類

様式第 13 (第 14 条関係)

東浦町地域猫活動団体登録廃止届出書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 団 体 名

代表者住所

氏 名

印

電 話

東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付要綱の規定により、下記とおり登録の廃止を届け出ます。

記

- 1 登録番号及び登録年月日
第 号 年 月 日
- 2 廃止年月日
年 月 日
- 3 廃止理由

様式第 14 (第 15 条関係)

東浦町地域猫活動団体登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり登録を取り消します。

記

1 登録番号
第 号

2 登録取消日
年 月 日

3 登録取消理由